一　財団法人全国防犯協会連合会の住所
㈠　変更前の住所　東京都千代田区紀尾井町三番二十九号
㈡　変更後の住所　東京都文京区本郷三丁目三十八番一号
二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の所在地
㈠　変更前の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番二十九号
㈡　変更後の所在地　東京都文京区本郷三丁目三十八番一号
三　変更しようとする年月日　平成二十三年十月十七日

○金融庁告示第百三号

社団法人信託協会より金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の四において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の十八第一項の規定による届出（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の四において読み替えて準用する信託業法第八十五条の三第一項第一号に定める名称の変更）があったので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十八第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十月十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　変更前の名称　社団法人信託協会
二　変更後の名称　一般社団法人信託協会
三　変更の年月日　平成二十三年十月三日

○金融庁告示第百四号

社団法人信託協会より信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の十八第一項の規定による届出（同法第八十五条の三第一項第一号に定める名称の変更）があったので、同法第八十五条の十八第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十月十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　変更前の名称　社団法人信託協会
二　変更後の名称　一般社団法人信託協会
三　変更の年月日　平成二十三年十月三日

○外務省告示第三百四十九号

平成二十三年九月十六日、国際連合安全保障理事会において、リビアに対する制裁の一部を解除すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十三年十月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

二千十一年九月十六日に国際連合安全保障理事会がその第六千六百二十回会合において採択した決議第二千九号（二千十一年）

安全保障理事会は、

リビアの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い約束を再確認し、

武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）、武力紛争における児童に関する決議第千六百十二号（二千六年）、第千八百八十二号（二千九年）及び第千九百九十八号（二千十一年）、並びに女性、平和及び安全に関する決議第千三百二十五号（二千年）及び第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）、第千八百八十九号（二千九年）及び第千九百六十号（二千十年）を再確認し、

リビアにおける事態を国際刑事裁判所の検察官に付託するとの理事会の決定、並びに人権侵害及び国際人道法違反の責任者又は文民たる住民を標的とした攻撃の共謀者の責任が問われることを確保するための協力の重要性を想起し、

不法な殺害、文民に対するその他の暴力の使用又は恣意的な逮捕及び抑留、特にアフリカの移民及び少数団体の構成員に対するものを含む、全ての人権侵害及び国際人道法違反を強く非難し、

さらに、性的暴力、特に女性と女児に対するもの及び適用可能な国際法に違反して武力紛争において児童を徴用し使用することを強く非難し、

難民及び国内避難民の自発的かつ持続可能な帰還がリビアにおける平和の定着のために重要な要素となることを考慮し、

持続的な平和の確立にあたって、国家のオーナーシップ及び国家の責任が鍵であること、及び紛争後の平和構築に関する優先課題及び戦略を特定するにあたっての国家当局の主要な責任を強調し、

二千十一年九月七日付けの国連事務総長の書簡（S／二〇一一／五四二）を想起し、リビア当局の要請に基づき、事務総長特別代表により主導される最初の展開要員を派遣するとの国連事務総長の意図を歓迎し、

二千十一年九月十四日付けマフムード・ジブリール・リビア国民暫定評議会首相発国連事務総長宛て書簡に留意し、

リビアにおける持続可能かつ平和的な解決を見いだすためのアブデル・イラーハ・ムハンマド・アル・ハティーブ国連事務総長リビア特使の努力に謝意を表明し、

国際連合が、民主的で独立し統一されたリビアを設立することを目的としたリビア主導の移行及び再建プロセスの支援における国際社会の努力を主導すべきであることを再確認し、この関連で国連事務総長による八月二十六日の地域機関ハイレベル会合及び九月一日のパリ会議の貢献を歓迎し、また、アフリカ連合、アラブ連盟、欧州連合及びイスラム諸国会議機構の努力を歓迎し、

リビアにおける武器の拡散及び地域の平和と安全に対するその潜在的な影響に対し懸念を表明し、

二千十一年二月二十六日付け決議第千九百七十号（二千十一年）及び二千十一年三月十七日付け決議第千九百七十三号（二千十一年）を想起し、

決議第千九百七十号（二千十一年）及び決議第千九百七十三号（二千十一年）に従って凍結された資産が、可能な限り速やかにリビア国民の利益のために利用可能となるよう確保するとの決定を想起し、決議第千九百七十号（二千十一年）に従って設置された委員会及び加盟国によりこの関連でとられた措置を歓迎し、これらの資産を透明かつ責任のある方法でリビア市民の必要性と希望に従って利用可能にすることの重要性を強調し、

国際連合憲章の下での国際の平和及び安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1　リビアにおける進展に留意し、事態の改善を歓迎し、リビアの安定を期待する。

2　包括的で代表性のある暫定リビア政府の設立を期待し、移行期の間、民主主義、良い統治、法の支配及び人権尊重への約束により支持されることの必要性を強調する。

3　紛争後の段階の政治プロセスに関する議論における女性と少数団体の平等かつ完全な参加の促進の重要性を強調する。

4　統一、国民和解及び正義を求める国民暫定評議会の声明及び、いかなる信仰や背景をもつリビア国民に対しても、恣意的な抑留を含む報復を差し控えるとの要請を歓迎する。

5　国民暫定評議会に対し、自身の次の計画を実施することを慫慂する。

(a)　リビアの住民を保護し、行政サービスを回復し、リビアの資金を透明性をもって配分する。

(b)　人権及び国際人道法の更なる侵害及び違反を予防し、不処罰を終わらせる。

(c)　憲法に関する合意及び自由かつ公正な選挙の実施のために建設的かつ包括的政治過程を確保する。

(d)　リビアにおける外国人、特に脅迫、虐待又は拘留されている者の安全を確保する。

(e)　携行地対空ミサイル、小型武器の拡散を予防し、国際法に基づくリビアの軍備管理及び不拡散の義務を履行する。

6　移民労働者に対するものを含む報復活動を回避するとの国民暫定評議会の要請に留意する。

7　国際人道法及び人権法を含む国際法に基づく義務を遵守するために、被害を受けやすい集団に属する人々の権利を含む人権の促進及び保護をリビア当局に対し要請し、性的暴力を含む違反に関して責任を負う者が、国際的基準に基づいて責任を問われることを要請する。

8　千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約に従って外交官及び外交機関の公館の保護を確保することをリビア当局に対し強く要請する。

9　これらの目標を達成するためにリビアの市民を支援するとの決意を表明し、全ての加盟国に対し、リビアの市民を適切に支援することを要請する。

10　全ての加盟国に対し、リビアの国際的な義務に基づいて、不処罰を終わらせるためのリビア当局の努力においてリビア当局と緊密に協力することを要請する。

11　リビア当局に対し、国際法に基づいて、国際連合憲章に規定された義務を含むリビアの国際的な義務を遵守することを要請し、この決議及びその他の関連する決議並びに当該契約及び義務に適用可能な法に従い、リビア当局に対し現存の契約及び義務を尊重することを要請する。